

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号、第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成19年11月26日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
エイスクエア
草津市西渋川一丁目23番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
綾羽株式会社 大阪府大阪市中央区南本町三丁目6番14号
代表取締役 河本 英典
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
32,598㎡
 - イ 駐車場の収容台数
2,175台
 - ウ 駐輪場の収容台数
1,321台
 - エ 荷さばき施設の面積
1,014㎡
 - オ 廃棄物等の保管施設の容量
552立方メートル
 - カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 開店時刻
 - a アル・プラザ 午前10時
 - b SARA 午前10時
 - (イ) 閉店時刻
 - a アル・プラザ 午後9時
 - b SARA 午後10時、一部午後9時
 - キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (ア) アル・プラザ立体駐車場 午前9時45分から午後9時30分まで
 - (イ) アカチャンホンポ、無印良品、新設大型専門店屋上駐車場・平面駐車場
午前8時45分から午後8時30分まで
 - ク 駐車場の自動車の出入口の数
6か所
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
55,089㎡（うち旧エイスクエア・ノース13,435㎡、新規増床9,056㎡）
 - イ 駐車場の収容台数
2,953台（うち旧エイスクエア・ノース778台）
 - ウ 駐輪場の収容台数
1,439台（うち旧エイスクエア・ノース424台、台数減306台）
 - エ 荷さばき施設の面積
2,012㎡（うち旧エイスクエア・ノース644㎡、増設354㎡）

オ 廃棄物等の保管施設の容量

695.4立方メートル(うち旧エイスクエア・ノース117.4立方m、増設26立方m)

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

(ア) 開店時刻

- a アル・プラザ 午前9時
- b SARA 午前9時
- c 新設大型専門店 午前9時

(イ) 閉店時刻

- a アル・プラザ 午後10時
- b SARA 午後10時
- c 新設大型専門店 午後9時

キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(ア) アル・プラザ立体駐車場 午前8時45分から午後10時30分まで

(イ) アカチャンホンポ、無印良品、新設大型専門店屋上駐車場・平面駐車場
午前8時45分から午後9時30分まで

ク 駐車場の自動車の出入口の数

12箇所

4 変更年月日

平成20年6月1日

5 変更の理由

お客様のニーズに応えるために、専門店の充実を図る。

6 届出年月日

平成19年10月12日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1

滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75

草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号

(2) 縦覧期間 平成19年11月26日から平成20年3月26日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成20年3月26日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課

〒520 8577 大津市京町四丁目1 1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成19年11月26日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
エイスクエア
草津市西渋川一丁目23番1号
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名
株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地
代表者 夏原 平和
ほか38件
 - (2) 変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名
株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地
代表者 夏原 平和
ほか44件
- 3 変更年月日
平成19年10月1日
- 4 変更の理由
お客様のニーズに応えるために、専門店の充実を図る。
- 5 届出年月日
平成19年10月12日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75
草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号
 - (2) 縦覧期間 平成19年11月26日から平成20年3月26日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成20年3月26日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1